第（８）回 八代市住民自治推進検討委員会会議録

開催日時	平成 18 年 11 月 21 日（火）16：00～17：00
開催場所	八代市役所 5F 大会議室

■ 出席委員

委員長	荒木　昭次郎	委　員	竹原　基信	委　員	緒方　勢一
副委員長	山本　正人	〃	岩田　美江子	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	小笠原　亨
委　員	松村　政利	〃	吉田　昭造	〃	本田　勉
〃	寺岡　甚蔵	〃	山田　豊	〃	永原　辰秋

■ 欠席委員

委　員	草部　史考	委　員	黒田　武生	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ	稲田　新一
〃	上村　宏子	〃	山本　清人		

■ 出席職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名
地域振興課長	米田　健二	千丁支所総務課振興係長	上原　通
地域振興課審議員	坂口　孝幸	鏡支所地域振興課係長	松岡　猛
地域振興課副主幹	澤田　宗順	泉支所総務課振興係長	東坂　宰
地域振興課主任	村上　修一		

■ その他の出席

役　職	氏　名	役　職	氏　名

■ 協議事項

①最終報告とりまとめ

■ 議事録

（事務局）

それでは、皆さんこんにちは。定刻となりましたので、第 8 回の住民自治推進検討委員会を開催させていただきます。

第 1 回目が 2 月 17 日に開催されまして、本日まで約 9 ヶ月以上をかけまして検討をしていただいたわけであります。それでは、委員長に挨拶をお願いいたします。

（委員長）

今、事務局からお話がありましたように、2 月 17 日に設置されまして、ほぼ 10 ヶ月という長い間に、本日の会合を入れて 8 回、間に地域審議会が 3 回行われ、また、来月には、第 4 回の地域審議会が予定されているようでございます。大変長丁場でしかも合併に伴いまして、一番の懸案事項でございました２つの点、1 つの点は、合併に伴ってスケールメリットを出していくという、そちらの

方はよかったのですが、スケールメリットとは逆の問題、いわゆる地域の自治をどのように確立させていくかということが、当初の昭和 40 年から合併特例法は 10 年刻みで更新され、第 4 回目の合併特例法、その途中で自治の問題がかなり全国の地方自治体が強く指摘されました。その影響を受けて、第 4 回目の合併特例法の内容を替えていくという、それからそれに伴って、地方制度調査会という、日本の地方自治制度を検討する首相の諮問機関がありますが、そこでも、この合併に伴う一方の問題である地域の自治の確立、これを一般法の中でも、合併特例法だけではなく、地方自治法の中でも自治の確立ができるような仕組みを入れ込んで行こうということで、平成 15 年の 5 月でしたか、地方自治法第 202 条の第 4 項に地域自治区を設けて、地域の自治を確立してもよろしいという、そのような条文が入りました。それをもって、合併した後の地域の空洞化を地域の自治という側面から埋めていくという仕組みができたわけです。それを各自治体において、どう具体的にしたら進めることができるのかということで、地域審議会は合併特例法でございますけども、その各地域審議会の中で、自治を充実させていく方策を考えていくという、実際の活動と併せて中身を埋めていくという作業が必要となっていく。ということで、この委員会の地域審議会を母体とする形で、自治の中身を考えていこうという意味合いで、住民自治推進に関する委員会が設置されたということ。当初その意味合いが十分、地域審議会からの依頼を受けてなのか、八代市、行政の依頼を受けてからのというものが、若干、はっきりしませんでした。そういうこともありまして、１、2 回の会合の中で位置付けはどうなのかという議論が盛んに出されたことを想い起こします。

しかし、今日の時点においては、各委員さん全員がその点を十分熟知されておりまして、なるほど、自治を強化していけばこのようなメリットが出てくるのだ、自分たちの主体的な取組みが八代市全体を動かしていくのだということまで委員さん方は、殆ど理解を深めてこられていると思っております。それもこれも 10 ヶ月近く、長い間の審議過程を経て、理解を深めてきたからではと、そのように考えるわけでございます。

本日は最後で、第 7 回におきまして、おおよその提言の内容は取りまとめていただいておりました。その時点でもいくつかの議論が提起され、意見、質問、修正等々が出されて、それを一つひとつ前回 21 項目でございましたが、すべて確認作業を行い、宿題として残っているものは、前回の第 7 回でのご意見を踏まえて修正を施し、その施した結果を委員方に送付をして、そして目を通していただいて、これでよいでしょうかという段取りまで進めてきているということでございます。

本日は最終でございますから修正した箇所を事前、に委員さん方にお配りをさせていただいて、一応確認をしていただいていると思いますが、最終的にはこの場で、委員会の場で、もう一度再確認をするという形で進めてまいりたいと思います。長い間でございましたが、私も最初の頃はどうなるのかと心配をしていま

したが、落ち着くところへ落ち着いたというのが私の印象でございます。一番最後に挨拶すべきことですが、そこまでたどり着いたのは皆さん方のご協力の賜物だと思っております。また本日もご協力を宜しくお願いいたします。以上で私の挨拶に代えさせていただきます。

（事務局）

ありがとうございました。それでは早速ですが、議題の方へ入っていただきたいと思います。進行については、委員長に宜しくお願いいたします。

（委員長）

はい。それでは、早速議題に入って参りたいと思います。

議題は、「①最終報告取りまとめ」という形になっております。前回の検討委員会では、各地域審議会からのご意見を事務局でまとめていただきました。指摘された事柄、21 項目にわたって前回確認をしました。この点は前回の委員会でご出席の委員さんは確認をしたと了承を得られるかと思います。それから前回、エアポケットになっていました、それはどこかと申しますと、皆さんのお手元に届いております提言書の最後に「推進に向けて」というのが真っ白い状態であったわけでごじます。ですから、この点をどのような形で埋め込んでいくかということにつきまして、前回の委員会におきまして、皆さん方から様々なご意見を頂戴いたしました。こういった点は、このように盛り込んでおくようにという意見もたくさんいただきましたものですから、皆さんのご意見に従いまして盛り込むべき内容を整理し、本日お配りのような「推進に向けて」という形になっております。この点につきましても一応最終的に後ほど確認をしていきたいと思っております。地域審議会からいただきましたご意見も事務局の方で整理し、まとめておりまして、まとめた内容につきましては、事前に最終確認ということで、皆さんのお手元に配布して、「こういうことであったが間違いないか」というようなことを各地域審議会の代表である委員さんに確認を取り、間違っているところがあれば改めるということをとってきたわけでございます。そのような形で事務局と各委員さん方とのキャッチボールを経て、トータルとして本日お配りの「住民自治によるまちづくりの推進」に関する提言書（案）という形で最終案がまとまったというところでございます。

この最終案は、一度事前に委員さん方にお配りをしておきまして、これは第7回の委員会での約束事でございました。約束に沿った形で事務局に作業を行っていただきまして、とりまとめを行っていただいた。その結果を委員さん方に事前にお配りをして一応目を通していただいているものと思います。

本日、欠席をされた委員さん３名ですが、お一人はどうなっていますか。

（事務局）

少し遅れるという連絡をいただいています。

（委員長）

そうですか。一応、現時点でお届けが出ています３名につきましては、欠席で

ございますが、この最終案を事前にお配りをしておりまして、この件につきまして、事前確認をしましたところ、「特段問題は見当たらなかった。」ということで「確認をします。」というお返事をいただいております。
　そういうことで、本日ご出席の皆さん方に１人ずつこの提言（案）につきまして、こういう内容でまとまったけども事前に目を通していただいて、このような内容、流れ、方法などでよろしいかどうかを最終の提言（案）を確認したいと思っております。どなたからでもよろしいのですが、順番でいきましょう。事前に目を通していますので、時計の逆周りからいきましょうか。
（委　員）
　私の方では特に意見はございません。これでよろしいかと思います。
（委員長）
　それでは、次お願いします。
（委　員）
　私の方も特段ご意見はございません。
（委員長）
　これで、よろしいですね。次お願いします。
（委　員）
　私も目を通しましたけどもよろしいと思います。最初のうちはどうなるかと思っていましたが、うまい具合にまとまっていましてよかったと思っています。
（委員長）
　ありがとうございました。それでは、次お願いします。
（委　員）
　私も目を通させていただきましたけども、うまくまとまっていたと思っておりました。特に問題はありませんが、言葉の使い方として最初の「はじめに」というところで、上から15行目でしょうか。「地域連帯感の喪失や地域活動に対する住民の無関心層の増大や」というところで「や」が２回でてきますよね。
（委員長）
　はい、はい。実は私も気付いております。恐らく本日ご指摘があるのではないかと思っておりました。ですから、最初の「や」をですね、「、」にして「や」を取るというふうに、後で申し上げようかと思っておりました。ご指摘ありがとうございます。「や」「や」と続いているものですから、読んでいて息切れするので悪文章ということでございますから、最初の、どこかといいますと、３段落目の下から２行目から３行目にかけて、「また、高齢者世帯や共働き世帯、単身世帯の増加等が見られ」ここまでは、素直にいけますが、その次です。「地域連帯感の喪失や地域活動に対する住民の無関心層の増大や」、「や」、「や」と続いていると息切れしてしまいますね、読んでいて。ですから、最初の「や」とって、ここに「、」を入れたい。そうすると文章として息切れしないで、読み通していけるので、その方がベターであるというふうに思います。この点、修正案についてご

意見ありますか。
（委　員）
　はい。「地域連帯感の喪失や」、「や」を生かしてですね、「地域活動に対する住民の無関心層の増大等」、「等」を入れたらどうでしょうか。
（委員長）
　「等」にして、担い手不足はそのまま、「や」をとってですね。というご意見でございますが。いかがでしょうか。最初の「や」は残して、後ろの「や」をとって「等」を入れる。まっ、いずれでもよいかと思いますが、連帯感の喪失ということと、担い手不足との意味合いの関係、ここの所が若干、広い意味で捉えますと担い手不足というところにかけてもよろしいかなという感じはいたしますが、この点いかがでしょうか。委員さんいかがでしょうか。
（委　員）
　「無関心層の増大等」よりも、私はそのまま「や」を残しておいた方がよいと思います。「や」を「、」にしないと、「無関心層の増大等や担い手不足といった」となりますと少しおかしくなるような気がしますけども・・・。
（委員長）
　これは英語を書く場合で考えますと、A,B＆Ｃという形の表現なのですね。１つ、２つ、３つという問題の提示の仕方なものですから、前２つの問題を後ろの「担い手不足」にひっかけるという、そういう形で表示されているわけではないということ。意味合いがそのように受け止められるものですから、そうしますとA,B＆Ｃというような形の方が論理的かというふうに思います。委員さんよろしいでしょうか。
（委　員）
　はい。
（委員長）
　それでは、最初の「や」をとって「、」に、後の「や」は残しておくということで、無関心層というひとつの問題、担い手不足という一つの問題、連帯感の喪失というひとつの問題、こういう形で並べて問題を表記されているという理解で文書化されているというふうにしたいと思います。
　そうしますと、次委員さんお願いします。
（委　員）
　最終報告（案）で結構でございます。
（委員長）
　ありがとうございます。次、委員さんお願いします。
（委　員）
　別にありません。
（委員長）
　よろしいですか。それでは次お願いします。

（委　員）
私も事務局に連絡しましたように、これで結構だと思います。委員さんから申し上げられましたように、事務局のご尽力、それに委員長のご指導によりすばらしい最終報告ができたと思います。ただ、前回も申し上げましたが、5ページの自治会長と市政協力員制度とありますが、この4行目に「八代市では、自治会の長が非常勤特別職」という表現がありますね。坂本の実態は、この前申し上げましたが、75 の行政区がありまして、だいたい半分ぐらいが独自の公民館長という制度を作っています。ですから、この修正は必要ありませんが、この実態だけはご理解をしていただくと結構かと思います。
（委員長）
はい。ページを開くのが遅かったものですから、何ページでしょうか。
（委　員）
5ページの 4 行目になります。「八代市では、住民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図る目的から、自治会の長が非常勤特別職「市政協力員」として委嘱されています。」ということはですね、旧八代市、今の八代市もそうだと思いますが、坂本町の場合は、この市政協力員の前は嘱託員でしたが、それとは別に各地区に公民館長という制度がありました。純粋な地区を担当している公民館長です。坂本の実態と若干違いますのでその辺のことを理解していただければと思います。要するに八代市の場合は、町内会長、自治会長というのが市政協力員ということですね。坂本の場合は市政協力員とは別に 50%が各地区で自治公民館長ということですね。その辺を了解して見ていただけたらと思います。
それとですね。先ほどすばらしい最終報告と申し上げましたけども行間ですね、この文章が7回にわたって審議された内容が詰まっていると思います。それを私たちのレベルで見ると問題ありません。判ります。ただ住民にストレートに見せるとなかなか判りづらいと思います。ですからその点は、住民説明会を今後開かれると思いますが、とくと説明しカバーしていただければと要望しておきたいと思います。
（委員長）
今のご指摘の点ですが、「八代市では住民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図る目的から、自治会の長等」ということで「等」を入れたらどうでしょうか。
（事務局）
委員さんから前回ご指摘をいただいているところですが、事務局の中でも修正等を検討した経緯がございます。しかし、市政協力員の設置要項の中で「町内会、自治会の長を市政協力員とする」と謳われているものですから、原則は各自治会の長を市政協力員とすると明確に謳われていますので、提言書の文言でも「自治会長と市政協力員制度」ということですから、設置要項を尊重させていただいているということ。ただ、委員さんが前回おっしゃったことについては、この検討委員会でも皆さん十分ご理解をされていただいているものということで、事務方

では訂正をいたしておりません。
（委　員）
　例えば、千丁町にも区長がいて、区長職イコール市政協力員ですかね。
（事務局）
　そうです。
（委　員）
　うちも 16 地区ありまして、分館長はすべてありますよ。分館長と市政協力員は全く違いますよ。
（委　員）
　ここでいう自治会長は何処を指しているのか。私は昔の郡の区長会に携わっておりましたが、郡の坂本に似たようなことが若干あったような気がしております。今は市に合併してからの実情はよく判りませんが、委員が言われたように、千丁には 16 の区長さんがいまして、鏡の場合は区長さんの場合は 2 段階だったですね。26 名の区長さんの下に嘱託員ですね。ですから自治活動と行政の連絡役、つまり調査役ということが、なかなか整理されていないというか、すっきりしていなかったのですよ。坂本では、先ほど申しましたように、大体 75 の中に 37,8 は行政とは関係無しに純粋に自治活動を担当している公民館長という人がいます。ただ、市政協力員の方の自治活動としておりますので、その辺から言うとあえてここは変えなくてもいいのですが、実態はそういうことですから、説明される場合は、もちろん坂本あたりでも質問は出ないと思いますが、実態と若干違いますので、その辺を了解していただくと私は結構だと思います。
（委　員）
　八代市でも町内会長兼市政協力員ですが、公民館長は別にいるところはありますよ。
（委　員）
　八代市では、町内会長は自治会長という表現をされていますよね。その点は問題ないと思います。
（委　員）
　よろしいですか。実際あたり坂本さんあたりは、地区があると言われるけども行く行くは合併するか何かして、千丁は今 16 地区、それぞれ近い数字に持っていかないといけないことを市は考えていらっしゃるのでしょう。そのようにしていかなければならないという課題があるのでしょう。16 地区で自治区を作っていくということではなくて。坂本は 8 つの振興会があるので、それを作られるのは構わないと思いますが、70 近くを統合されるということは・・・、地域、地域で違うと思うのですよ。
（委　員）
　ですから、現状です。75 の行政区の中に 40 名近くの自治公民館長がいるわけですよ。例えば、何とか地区公民館長ということで、それがここでいう純粋の自

治会長ですよね。
（委　員）
　ここでは、分館長は当たらないと思うわけですよ。公民館長という主体性があるので・・・。
（委　員）
　ストレートに自治会の長という表現ですよね。ですから、厳密には坂本の場合はありませんよと。ただ、市政協力員が自治会に携わっていますので、拡大解釈してこれでもいいのかと、あえて修正しなくても結構ですが、そういうことを理解していただくとそれでいいと思います。
（委員長）
　はい、判りました。一応大体、今までのご議論を伺っておりまして、こういうことではなかろうかと。直すなら直すで一向に構わないと思います。設置要項の解釈の仕方、「文言がこのようになっているから、このようにしなくてはならない」という決め付け方はしなくてもいいのではないかと、いわゆる時手法的に世の中の実態に合わせて、「こうなっているから」それに合うような解釈をしていけばこれでもいいと。どこかに委員さんがおっしゃったことを形で、「地域の実態に合わせて」という文言を入れておけばいいのではなかろうかというふうに思います。いかがでしょうか。
（委　員）
　賛成。
（委員長）
　そうしますと、何処に入れるかということですが。「図る目的から、地域の実態に合わせて」いう文言をいれさせていただくと、大体皆さんのご意見が通るのではないかと思いますが。
（委　員）
　いや、ちょっといいですか。自治体の長と言えば、長でよいのではないでしょうか。これを他の地区と言われましたけども、これは、市政協力員となればおのずと手当てがあるわけでしょう。だからあまり拡大解釈をしない方がよろしいと思いますよ。そのようなことを考えた場合、このままの（案）で結構かと思います。
（委員長）
　それでは、地域の実態を反映するということを各自が地域審議会で説明する場合、その点を踏まえて説明をしていただくということで、この場合は原案どおりということであれば、委員さんのご主張も取り込めたという形になると思います。
（委　員）
　坂本の実態は、自治公民館が自治活動を担っていますので、素直に自治会の長となりますと、坂本の場合は市政協力員ではないのですよ。実際は、その辺は。

将来的には統一されていくものだと思いますが、今の時点では。
（委　員）
　現時点では、自治会とは言わないのですよ。自治会となっていますか。千丁町は各自治会になっていますか。
（事務局）
　千丁町の場合は自治会という呼び名はしてなかったのですが。
（委　員）
　住民自治組織を作り上げる場合は、自治会長という考え方が出てくると思いますが、現段階では区ではないでしょうか。
（事務局）
　千丁町では区という呼び方です。
（委　員）
　ですから、うちでは区長であって、自治会長という考え方はないですよ。
（委　員）
　ちょっと、いいですか。名称の問題ですけども八代市の市政協力員協議会でもですね、市政協力員というのはおかしいのではないかという意見もあったのですよ。でしから、私も他に行って見ていますけども、市政協力員としているところは何処もないですよ。殆ど自治会です。そのようにした方がいいのではないかということを私は相当言いました。しかし、他の委員さんはいい返事がなかったのです。生活安全課としても・・・、行政に遠慮して、市政協力員ということで主張したものですから、殆どの人は自治会と言ったのですよ。一部には反対の校区もありました。ともかく名称はどうでもいいのではないかということになったわけです。自治会としていれば、よかったわけです。このような問題がですね。八代市の場合は、公民館長は別にいますよ。殆どが町内会長と打ち合わせて、物事を進めています。
（委　員）
　今後住民自治組織を作られる場合は、自治会の長が組織の長ということになるのですか。自治会の長が非常勤特別職「市政協力員」ということですよね。
　ですから、千丁町で住民自治組織を作った場合は、自治会の長が組織の会長ということで当てはまるのですよね。
（委　員）
　現時点でのことですよ。
（委　員）
　現時点ではそうかもしれませんが、その組織を作った場合、千丁町は１人ということですよね。
（事務局）
　将来のことであって、どの規模で作るかによって変わっていくものです。
（委　員）

もう一つ申し上げます。坂本の場合は嘱託員制度であったわけです。その役員会の中でも、行政の中でも、やはり地区の自治を進める場合は、自治会は独立して公民館長がいた方が望ましいとして、75 行政区ともできれば、嘱託員と公民館長は別々に作りましょうと。ただ、その地区の実態に応じて、兼務でよいということであれば、兼務も構いませんよということで活動をしています。ですから、50％ぐらいが兼務であったり、単独であったりするわけですよ。ですから、何回もくどいようですが、あくまでも公民館長、自治活動、自治会長として位置づけて取り組んでいるわけです。

（委　員）

ちょっと、企画部長に聞きたいのですが、今、市政協力員と言われますけども、今坂本は 75 名とおっしゃいましたが、これは、坂本の 75 名を市政協力員として認めて手当てを支給されているわけですか。

（オブザーバー）

市政協力員制度は、私の守備範囲ではないのです。市民環境部になりまして、これはあくまでも新たな住民自治を考えるということで、将来的なことですから、大変申し訳ないのですけども、ただ、この字句については、現状を謳ってあるということでございまして、新しいものについては、いろんなご指摘もございましたが、こういうものを整理していくということになろうかと思います。今、ご案内のように 1 市 2 町 3 村が合併しまして、それぞれの自治ですから、それぞれの地域の考え方を尊重した形で動いていますので、しかし、最終的にはどこかですり合わせをして、ある程度統一していければと、こういうふうに考えておりますが、これからの話でもありますので、いろいろとご指摘もあろうかと思いますが、これらにつきましては、今後所管部とも十分協議をさせていただきまして、やはり統一した見解を出せればという思いはありますが、あくまでもこれからどうするのかということですので、なかなか難しい話でもあるとことです。

（委員長）

よろしいでしょうか。以上のような議論を伺っておりますと、結局現状はこうなっていると、これから自治を強化して地域を動かしていくためにはどうしていくべきかということは、地域の特色に合わせた取組みをその標準的な姿をここに示しておくという形でご了解をいただければ、原案でよろしいでしょうか。

※了　承

（委員長）

はい。ありがとうございます。それでは、副委員長さんはこれでよろしいでしょうか。

（委　員）

はい。これで結構です。よくできています。

（委　員）

それでは、私の方から１点。どうっていうことではないのですが、２ページの「八代市では、・・・・スケールメリットを活かし、さらに自主的な改革を進められていますが」、これでもよろしいのですが、「を」を「が」にした方がいいのではないかという程度の話です。「自主的な改革が進められていますが」、「改革を進められていますが」では、ちょっと気になったものですから、文章表現だけですが、その点を直すだけですが、よろしいでしょうか。

※了　承

（委員長）

それから、皆さんに最終的な確認をしたいと思いますが、読み上げます。これでよろしいかどうか、最後の確認で読み上げます。「推進に向けて」です。

前回これが、真っ白でしたので、これだけは確認をしておきたいと思います。

推進に向けて、行政の取組みに対して、さまざまな考えを持っている住民が、これから築き上げて行く協働について、理解、尊重し真剣に取り組んでいくためには、多くの議論と時間が必要となります。

協働を住民と行政が共に築き上げて行くためには、お互いの信頼関係の構築が必要不可欠となります。互いに信頼しあえるよう、行政は常日頃から、住民との良好な対話や情報共有を心がけることが重要です。

行政には、まずその手始めとして、住民と行政の協働に関する住民説明会や広報紙等での啓発を行い、「住民自治」あるいは、「協働のまちづくり」とは何かということが、すべての住民に分かりやすく理解されるような取組みが行われることを期待するところです。

その取組みによって、私たち住民は地域が安心・安全で快適に暮らしやすくするにはどうすればよいかを考え、また行動を起こすきっかけに繋がります。さらに暮らしやすい地域を築くのに、どうしても地域住民でできない課題については、行政と力を合わせてその解決を図っていくという「補完性の原則」が大事であるということに気付くことができると私たちは考えます。

上記を踏まえ、新たな住民自治組織の立ち上げを考えていくには、八代市の最小のコミュニティ組織である自治会が大きな役割を担うことが考えられますが、自治会以外の各種市民活動団体とも十分な連携を図り、若者も参加できるような環境の中で組織づくりが行われることを望みます。

行政の支援策については、行政の意図もあるかと思いますが、行政支援を望む地域住民の声は多く、今後どのように進んでいくのか期待するところでもあり、私たち住民には見えにくい部分もあるため、検討経過をそれぞれの地域審議会へ提示していただきたいと思います。

さらに、住民と行政の協働を進めるにあたり、やはり大切なのは市長の考え方と行政職員の意識の高揚が重要になると思います。前例にとらわれることなく、チャレンジ精神をもって取り組んでいただくことを強く望みます。

最後に、これからの八代市の発展を考えるとき、住民一人ひとりが、「協働によるまちづくり」の意義を理解し、自ら考え、積極的に行動し、責任を持ってまちづくりを進めていく日がそう遠くないことを期待します。

第7回の検討委員会におきまして、かなり行政に対する意見が出ました。また、行政の支援の中身、仕方、考え方が行政のトップの考え方ですね、行政職員の考え方、これらによって支援の中身が形だけではなくて、実質的なものに繋がっていくようなそのようなご意見が前回の第7回の委員会におきまして、委員さん方からたくさん寄せられました。それを1ページの中に丸め込むということは大変な至難の業でありましたが、一応上記を踏まえ、以下においてですね、前回の第7回の委員会における皆さん方の意見をこのような形で取り組み、まとめたということでございます。

一応、こういう形でございますが、最終確認です。皆さんよろしいでしょうか。

※了　承

（委員長）

ありがとうございました。

それでは、一応、このような形で提言のとりまとめ、そして地域審議会の方へお出しすることになろうかと思います。その後が、地域審議会と当委員会・・・、地域審議会から依頼されて、この委員会が設置され検討を行ってきたということで、まとめた内容を今度どのように市長まで届かせていくということが残っています。大変、事務局の方でもこの委員会の要望もありまして、自治会アンケートや九州管内の自治体の取組み状況の調査、様々な調査を行っていただきまして、資料編も別途できています。この期間の中で、それだけの調査ができて、資料編までできて、そして図ってきた検討を加えてきたという点では、申し分ないのではなかろうかと思います。要は、固い表現もありまして、実は私から、皆さんからも多分ご賛同をいただけると思いますが、このパンフレットを少しマンガチックに絵でもって、イラストレーターか何かで、そして、自治活動の状況が子供が見ても一目でわかるように、そういうパンフレットを、説明会を各地域審議会で行われるときに、出席者の皆さん方にお配りできる程度のパンフレットを用意されることを要望したいと思います。そういたしますと、小学生の高学年ぐらいからこれを見たら大体のことが判る、自分たちは何をやればよいのかが判るということになろうかと思います。その結果、これからの八代市の自治の後継者も育っていくということになろうと思います。自治の後継者が育てば、八代市における住民自治の発展というものは展望が開けていくものという具合に私は考えております。先進自治体のケースでは、できるだけ判りやすい形にして、住民に情報として提供していく。情報を提供するだけでなく、それを見て、住民からご意見が出たら素直に受け止めて対応していくということが必要かと思います。行政は、この文章の中でも住民に対して啓発という言葉が出ていました。私は行政の

方が自己啓発をしてほしいと思っている１人でございます。行政は、住民に対して啓発しないといけないという言い方をします。行政は自らどう啓発されているかというとほとんどしていないですね。ですから、逆ではないかと思います。住民にいろんな詳しい情報が提供されれば、住民の様々なアイデアが行政に跳ね返ってくるという。それを行政で咀嚼して、行政の自己啓発に繋がるということだろうと思います。先ほどオブザーバーから「この領域は企画部門の領域ではなく市民環境部門の領域である」と。住民はそのようなことを見ていないのです。市の行政は行政であると思っているのです。そういう見方をしています。区分けをして見るのは役所の中だけなのです。だからその辺が住民と行政のギャップが発生するものですから、その辺が発生しないように住民と行政の距離を縮めていくということがこれから先、期待されるものではないかと思います。一応、ご要望という形で行政の方へ申し上げておきたいと思います。そういう要望でよろしいでしょうか。

※　了　承

（委員長）

私も今回は大変勉強させていただきました。４０年間東京暮らしをやっていて、大都会の住民自治の会議をやってきました。熊本に来て６年経ちまして、荒尾、長洲、菊池、大津、菊陽、熊本市、天草市で全部で８つの自治体の住民自治に関わってきています。この八代市が９つ目でございます。いずれも最初は恐る恐る、そのうち意見が活発に出て、そして自分たちがイニシアティブをとって進めていこうとする方向に進んでいくということ期待するわけですし、現にそのように進んでいるところがたくさんあるということです。八代市におかれても行政と地域住民の皆さん方が寄り添ってより良い八代市に、住民自治を伸ばされていくように期待しているところです。１０ヶ月間舵取り役を仰せつかって、皆さん方のご協力により何とか本日までこぎつけることができました。ひとえに皆さんのご協力の賜物だと思っております。どうもありがとうございました。

この後、どうするかという問題が残っていますが、事務局からお願いいたします。

（事務局）

今後のスケジュールの前に企画振興部長よりお礼の挨拶を述べさせていただきたいと思います。

（企画振興部長）

それでは、最終報告にあたりまして、私の方からも一言委員の皆様にお礼を申し上げたいと存じます。

２月１７日に設置をいたしました住民自治推進検討委員会は合併協議会の中でも地域審議会と同様に「新たな住民自治組織」を考えるということから大変重要なものとして捉えられてきたところでございます。そのような重要な検討委員

会でございましたが、皆様方のご努力によりまして第８回にわたりご審議をいただきまして、本日新たな視点を導入いたしました「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」として、おとりまとめをいただいたところでございます。この点につきましては、後ほど説明があると思いますが、１２月末の地域審議会へご報告をさせていただきまして、そして市長へこの提言を報告するという、このような形を考えているところでございます。荒木委員長を初め、各委員の皆様方のご努力に対しまして、この席をお借り致しまして、厚く重ねて御礼を申し上げるところでございます。

今後、行政といたしましては、この提言に基づき、実働へ向け進めなければなりませんが、やはりまず職員内部で、この提言につきまして十分、さらに検討を加えさせていただきまして、そして行政としての実行計画、このようなものが必要ではないかとこのように考えているところでございます。そして、その実行計画が定まりますと、その実行計画に基づいて、各地元説明会を行うなど、地元住民の皆様方へのご説明をすると共に、ご理解をいただいた上で、望ましい、新しい住民自治制度へ移行していければとこのように考えているところでございます。

ただ、私ども事務局、或いは市だけでは、荷が重過ぎる面もございます。当然各委員さん方も地域に帰られまして、地域の代表者であると理解をいたしておりますので、私ども行政に対しまして、引き続きご指導、ご支援をお願いを申し上げたいと考えているところでございます。長い間、このような形でお取りまとめていただきまして、本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

（事務局）

※今後のスケジュールについて説明

（委員長）

この提言が出された後の取り扱いについて、ただ今ご説明いただきました。できるだけ、このような内容に沿った方向で実り多き形になっていきますことをこの委員会としては、祈る以外手がありませんし、また皆さん方も地域審議会の重要な存在でもいらっしゃいますから、地域審議会の中に持ち帰られて、そこでそれを実践に移して行くための、もう一段階の汗かき作業といったものが残っていようかと思います。是非ともその点、先ほど部長さんがおっしゃいましたように、行政との協力連携しながら汗をかいていただきたいと。また、ひとつが裾の尾を広げるということは、自治活動にとっては大変重要なことであります。どのような手法を使って裾の尾を広げていくかということは、地域の特性に応じて、さまざまでございます。ですから地域に見合った手法を掘り起こして、それでもって、地域における自治活動の和を広げて行くという方向になっていけばよろしいかと思います。

それから、スケジュールはあくまで行政側のスケジュールでございまして、その間、自治活動が地域において頓挫しているというわけではありません。日々自治活動は行われています。その中からひょっとしたら、先行地区が、行政のスケジュールにこだわらずに、「私のところでは、このような組織を作ってやっていくぞ」というところが出てくるかもしれません。それはそれとして、大いに結構であると思います。是非、モデル的な形でそのようなところが出てくればと、後の地域も同様に引きずられて行く点も出てこようかと思います。是非皆さんもそのためのリーダーとして力を発揮されることを祈りまして、この会議を閉会したいと思います。どうもお疲れ様でした。